

令和4年高島市教育委員会第9回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和4年9月28日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時51分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和4年第8回定例会会議録の承認
会議録署名委員の指名
報告第11号 令和4年9月高島市議会定例会一般質問の概要について
報告第12号 令和5年度予算にかかる滋賀県への要望書について
- 4 出席委員
上原教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者
木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、井上教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部次長（高島市民会館長取扱）、小川社会教育課長、水口文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、山本学事施設課長、玉木学校給食課長、川越教育総務課参事、末綱同課主事
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第9回定例会の開会を宣言

令和4年第8回定例会会議録 承認

会議録の署名委員の指名 田邊委員、橋本委員

議題の公開／非公開 全て公開

報告第11号 令和4年9月高島市議会定例会一般質問の概要について

【説明】 木下教育総務部長

磯部議員から「高校生とその保護者への支援について」ということで、4点の質問と、「スマホ教室による高齢者のデジタル・デバイド解消について」ということで2点のご質問をいただいた。

まず、「高校生とその保護者への支援について」のご質問の1点目の市外の高校への進学状況については、「現在の高校1年生から3年生までの市外高校への進学者数は359人で、約31%。そのうち私立高校に進学した生徒数は192人で、約16%である。」と答弁した。

2点目の高校の通学定期券等購入費の助成については、「中学校卒業後の進路は、生徒によってさまざまに異なること、また、義務教育以降の進路については、自らの人生設計のもと適切に高校を選択し、主体的に通われていることから、一部の高校生を対象にした通学定期券等購入費助成の導入予定は現在のところございませんので、ご理解いただきたい。」と答弁した。

3点目の高校の教材費や教科外活動費等の助成については、県の制度として、「高等学校等就学支援金制度」が設けられており、約8割を超える方が授業料の支援を受けておられる。そのうえで、教科外活動費についても、低所得世帯を対象に「奨学のための給付金」制度を県が設けており、授業料以外の教育費の負担軽減が実施されている。まずは、今ある県の奨学制度を活用していただきたい。」と答弁をした。

4点目の奨学金返還の支援については、市で行っている高校就学時に利用できる、2つの奨学金の利用状況と、本市の育英資金貸付制度の運用方針を説明したうえで、「経済的な理由により高校や大学等で学ぶことが困難な子どもに対し、就学の希望が叶えられるよう、引き続き育英資金を続けることとしている。」と答弁した。

また、奨学金等の返還支援として、「高島市病院事業薬剤師および看護師等修学資金貸与規定」や、保育士の人材の確保、定着および離職防止を目的とした、「高島市保育士等奨学金返還支援助成金交付要綱」の制度を設けていることを答弁した。

再質問では、他の自治体では通学費用の一部助成制度があるが、高島市でできない理由を問われたので、「それぞれの自治体が持っている課題や事情を勘案したうえで、限られた財源の中で、それぞれの自治体が、独自の施策を行っている。本市でも、給食費、保育料の無償化や中学校卒業時までの医療費全額助成などの独自支援を行っている。今後も、どのような施策や支援を行っていくことが、子どもの支援になるのか、調査研究を進めてまいりたい。」と答弁した。

次に、「スマホ教室による高齢者のデジタル・デバイド解消について」では、1点目に、公民館におけるWi-Fiの利用状況についてご質問があり、この設備については、「本年4月より運用を開始

し、8月末までに市内6公民館で計20団体、延べ807人の方に利用いただいていることと、具体的な利用状況として、滋賀県主催の研修会のオンライン視聴、岩手県の講師とZoomでつないだ歴史講座の開催など、各種団体の会議や研修などに活用され、少しずつ利便さが実感されつつあり、利用も広がってきている。」と答弁した。

2点目の公民館教室でのスマホ教室開催については、朽木公民館ではすでに実施しており、その参加者からは「これまで電話しか使かわなかったが、使い方が広がった」や、「これまで気になっていた内容が解決できてよかった」という声が聞かれたこと、公民館での今後のスマホの教室の開催予定を答弁した。

教育総務部に関する一般質問の概要報告は、以上である。

【説明】 養庭教育指導部長

教育指導部については、一般質問で3人の議員から質問があったので、質問内容と答弁の概要について報告する。

まず、早川浩徳議員から、「子どもたちを育む、より良い教育環境の実現について」、6つの質問が出された。

1点目の「設備や機器等の老朽化に対する計画的な対処」については、「校舎など学校施設の大規模な改修は、『高島市学校施設長寿命化計画』に基づき、国庫補助金等も活用しながら、施設の老朽化の程度や状況に応じて、順次、改修を進めており、それ以外の設備や機器等の修繕・更新等は、使用状況や老朽化の程度などを勘案しながら、計画的に更新を行っています。」と答弁した。

2点目の「計画的な対応と速やかな対応」については、「学校の設備や機器等の修繕や更新は計画的に実施しており、学校において行われている安全点検の中で、緊急対応の必要がある箇所が見つかった場合には、児童生徒の安全の確保を最優先に、担当課の職員が現地を確認し、その状況に応じて、速やかに対処しています。」と答弁した。

3点目の「設備等の改善や改修に現場の教職員の意見を反映する仕組み」については、「毎年8月下旬から10月下旬にかけ、次年度予算編成に向けた学校ヒアリングを行い、各学校から修繕箇所や備品整備等について意見を聞く機会を設けており、その際、各学校においては、『学校財務委員会』が設置され、学校現場の教職員の意見を集約することとしています。」と答弁した。

4点目の「業務の整理と区分けについての現状と、現場の教職員の意見を反映する仕組み」については、「学校では、会議の精選・効率化や学校行事の見直しを、教育委員会では、主催する会議の削減や報告文書の精選等に、継続して取り組んでいます。特に令和2年度からは、校務支援システムと教職員がクラウド上で学習教材や会議資料を共有できるシステムを整え、業務の効率化を進めています。また、各校で職員会議や次年度構想会議等において、超過勤務の削減に向けた取り組みや、校務分掌の平準化を図る工夫が行われています。」と答弁した。

再質問として、校務支援システムやクラウド等の活用により、各学校で作られた教材などは、別の学校で共有されたりしているのか、と質問が出されたので、「校長会議や教頭会議・教職員を対象とした研修会等において、実践例や利用法の共有を行い、市内各校で業務の効率化が進められるように努めているところです。」と答弁した。

再質問の2つ目として、出されたよいアイデアが共有され、他校で有効活用されている具体例はあるか、と質問が出されたので、「健康状態をチェックする健康観察の業務や、用紙を配付して行っていたアンケートについて、タブレット端末等に入力された報告や回答を、自動集計するシステム

を活用している例があります。用紙の配付や回収、集計に費やしていた作業時間が短縮でき、データを分析するための時間の確保や業務の改善につながっています。また、アンケートの様式のデータを再利用、あるいは他校との共有が容易にできるようになり、教職員の事務負担を軽減できている例があります。」と答弁した。

次に、板持議員から、多様な学びの場「フリースクール」についての8つの質問が出された。

3点目の「教育支援センター『スマイル』の運用の概要及びその成果」については、「教育支援センター『スマイル』では、令和3年度は小学校5人、中学校5人の計10人の児童生徒が通所しており、そのうち学校復帰ならびに進学した児童生徒が6人となっています。また、「教育支援センタースマイル設置事業で、各関係機関との連携には、フリースクールや民間教育団体も入っているのか」については、市で設置している教育支援センター「スマイル」や、子ども・若者支援センター『あすくる高島』だけでなく、フリースクール等の民間施設も含めて、関係機関として想定しています。」と答弁した。

4点目の「高島市や教育委員会において、フリースクールに通う子どもたちの活動見学や、調査をしているか」については、「当該フリースクールに通う児童生徒が在籍している学校において、施設の職員との面談や直接見学をすることを通して状況を把握しています。教育委員会においては、学校と逐一情報を共有しており、必要に応じて訪問することとしています。」と答弁した。

5点目の「『民間施設についてのガイドライン』の作成」については、「不登校児童生徒の状況によって、支援する施設や活動の在り方も様々であると考えており、現在、ガイドラインを示すことはしていません。今後は、県や他市町の動向を注視しながら、ガイドライン作成の必要性を含めて研究して参りたいと考えています。」と答弁した。

6点目の「フリースクールを利用する家庭への補助金や必要な財政支援」については、「市単独での予算措置については、現在のところ考えていません。今後、国でどのような財政上の措置が講じられるのか、また、県がどのような施策を進めようとしているのかを見極め、対応して参りたいと考えています。」と答弁した。

7点目の「フリースクールに通う児童生徒の参加日数の学校での出席扱い」については、令和元年10月25日に文部科学省から通知されました『不登校児童生徒への支援の在り方について』を踏まえて、学校長が判断をしているところです。」と答弁した。

8点目の「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることについての現場教職員や学校長の理解」については、議員の質問で引用された、文部科学省からの通知『不登校児童生徒への支援の在り方について』については、校長会議で当該通知を示したうえで周知徹底しており、各学校においては、職員会議や校内研修会の際に共有されているものと考えています。ただ、議員が引用された文部科学省通知の『支援の視点』の文章には続きがあって、『また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること』と示されており、このことも踏まえた対応が求められています。実際に、不登校児童生徒と向き合っている学校現場では、この両方の『支援の視点』を大切にしながら、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学級以外の他の教室を使つてのサポートやICTを活用した学習支援、そして教育支援センターやフリースクール等の民間施設との連携など、不登校児童生徒に対する効果的な支援が充実するよう、日々努力しているところです。」と答弁した。

再質問の2つ目として、高島市として「民間施設についてのガイドライン」の作成は、行わないのか、と質問が出されたので、「不登校児童生徒の状況によって、支援や活動の在り方が個別様々で、子どもたちの支援に対して、今までからご協力いただいている施設、あるいは、個人で善意で協力していただいている方との連携の在り方を勘案すると、市としてのガイドラインを示すことが、結果的に子どもたちへの支援の方法や連携先の選択肢を限ってしまうことにならないのか、という懸念をもっています。県や他市町の動向を注視しながら、ガイドライン作成の必要性を含めて研究して参りたいと考えています。」と答弁した。

再質問の4つ目として、「民間施設についてのガイドライン」をつくり、フリースクールに通う児童生徒の学校出席扱いがなされるべきではないか、と質問が出されたので、「学校や市として、ガイドラインを含め、何らかの目安を設けることが、結果的に子どもたちの支援方法や連携先の選択肢を限ってしまうことにならないのか、懸念しています。文部科学省から通知されました『不登校児童生徒への支援の在り方』を踏まえて、学校長が出席の扱いについての判断を行っているところです。」と答弁した。

次に、藍原議員から「不登校特例校の設置推進について」として、4つの質問が出された。

1点目の「高島市の不登校児童生徒の把握」については、「令和2年度の全国の不登校児童生徒の在籍率は小学校1.0%、中学校で4.1%となっており、過去5年間では、増加傾向にあります。本市においても、ほぼ同様であり、増加傾向を示しています」と答弁した。

3点目の「『不登校特例校』の認識」については、「『不登校特例校』は、学習指導要領にとらわれず、総授業時数や教育内容を削減したり、少人数指導や習熟度別授業、個々の児童生徒の実態に即した柔軟な指導・支援等を行ったりすることが可能な学校であり、不登校児童生徒の教育の機会を確保する学校教育における新たな学びの場であると認識しています。」と答弁した。

4点目の「『不登校特例校』の設置に関わる市の現状と今後の取組」については、「不登校児童生徒にとって、『不登校特例校』は、教育の機会を確保するための重要な選択肢の一つであると考えていますが、現在のところ、設置する構想はありません。今後、国の財政措置や県の設置に向けた動向を注視するとともに、すでに設置されている『不登校特例校』の情報収集にも努めてまいりたいと考えています。」と答弁した。

再質問として、不登校を防ぐため、学校はどのような取組をしているのか、質問が出されたので、「不登校の防止については、学校が、すべての児童生徒にとって、安心して教育を受けられる魅力ある場所となるよう、また、授業や学校生活の中で、自己肯定感や自己有用感を高められる場となるよう、教育活動を進めることが、不登校を防ぐことにつながるととらえています。不登校を防ぐためには、子どもたちの細かなサインや状況の変化を見落とさないように、早期に対応し解決を図ることが重要であるとの認識のもと、より効果的な支援が充実するよう、日々努力しているところです。」と答弁した。

教育指導部からの報告は以上である。

【質疑等】

○田邊委員

意見だが、資料5ページの奨学金について、返還支援については市民病院の事業で薬剤師や看護師などの要件を満たしてもらうことで、とある。奨学金を借りている子どもさんたちが、まずは返すことを考えて、自分の進みたい職業ではなく、あえてこれらの職業に進まなくてはならないとい

う思いを抱いてしまうのではないかという思いはある。確かに高島市が抱える問題として、人材確保や優秀な人材を地域に残し、そこで根付いてほしいというのもよくわかるが、これから支援を行っていくうえで、子どもたちにそういうことが負担にならないように、違った意味での支援も考えていただき、配慮しながら、連携しながら進めていただけるとありがたい。

○木下教育総務部長

意見として頂戴する。仰せのとおり、奨学金の返還免除を受けるために職業選択をするということは本末転倒であることは理解しており、この奨学金制度については、高校を卒業された後に、仮に児童福祉のほうに進みたいと目標をもって進学をされたとか、あるいは医療看護の道に進まれた方が、高島市内の保育所や高島市民病院にお勤めになった場合にという前提があり、決して職業選択を高校生の時から縛るという趣旨のものではない。答弁したように、今後、子どもにとって真に何が重要かということも含めて、調査研究を進めてまいりたい。

報告第12号 令和5年度予算にかかる滋賀県への要望書について

【説明】 井上教育総務部次長

令和5年の滋賀県予算編成に先立ち、各協議会から滋賀県へ要望書が提出されたので別紙により報告する。

22ページは、滋賀県都市教育委員会連絡協議会ならびに滋賀県都市教育長会より県知事および県教育委員会教育長あてに出された要望書である。

まず、県知事あて重点要望事項について説明する。

【文化、体育・スポーツの普及充実について】では、2025年に滋賀県で開催される「わたS H I G A輝く国スポ・障スポ」とその競技別リハーサル大会の競技会運営経費にかかる補助制度の充実、アスリートなどを育成するための県制度の拡充、指導者の充実、誰もがスポーツに親しむための環境整備を行う市町への支援、そして文化・体育施設の長寿命化、統廃合等に係る国の補助制度などの情報提供や県独自の補助制度の創設についてなどの要望が記載されている。

また、【文化財保護の充実について】では、埋蔵文化財専門員などの専門職を配置する市町への財政的支援と担当職員を含む研修体制の充実や国宝重要文化財など保存や維持管理、活用事業などに対する国庫補助金の増額や制度の拡充など国への働きかけ、そして県への補助制度の創設などの要望が記載されている。

次に、県教育委員会教育長あて重点要望事項について説明する。重点要望事項として、【専科教員加配の拡大について】、【臨時講師の確保について】、【新型コロナウイルス感染症対策について】、【G I G Aスクール構想の推進について】、【部活動の地域移行について】の5項目について記載されている。

また、26ページからは「学校園施設などの整備について」、27ページには「学校教育の充実について」、28ページからは「学校現場における業務改善について」と「教職員などの配置改善と資質向上について」となっている。30ページには「人権・同和教育の振興について」と「幼児教育の充実について」を、31ページには「安全な学校給食の充実」、「生涯学習・社会教育の振興について」、32ページには「青少年の健全育成について」などについて要望事項が記載されている。

続いて、滋賀県へき地教育振興協議会から県教育委員会教育長あてに出された要望書について説明を行う。

一点目に、「複式学級解消のための学級編制の弾力化や県費負担教職員の配置」や「全ての学校に

おける教頭および事務職員の完全配置、養護教員の継続配置」など学級編成の適正化および教職員の充実強化を、二点目には「へき地の良さを活かした活動 に対する県費助成」や「へき地児童生徒援助費等補助金（遠距離通学費）事業にかかる実質的な補助率の引き上げについての国への働きかけ」として教育費の特別助成を記載し、要望書として提出され、教育予算の措置、確保に向けた要望活動を行われたことを報告する。

報告は以上である。

【質疑等】

○上原教育長

2点補足する。まず、22ページの滋賀県知事あてについては、以前、文化、スポーツ、文化財については県教育委員会の所管であったが、現在は知事部局の所管になっているので、これらの内容については滋賀県知事あて、それ以外の部分については県教育長あてと整理してそれぞれ要望しているという状況である。

また、最後の滋賀県へき地教育振興協議会に関して、高島市は朽木西小学校が3級へき地であり、また、県内でへき地校と呼ばれる学校を所管しているのは大津市、甲賀市、近江八幡市、本市の4市であって、この4市をもって滋賀県へき地教育振興協議会を組織し、毎年、へき地教育の振興、充実についての要望を行っている。

○田邊委員

要望書は提出済みということか。

○井上教育総務部次長

提出済みである。正式な回答はこれから受ける予定である。

○田邊委員

それを踏まえていくつか質問したい。

26ページ、1の(8)に県立高等学校校舎のバリアフリー化とあるが、小中学校のことはなく、先に高等学校を進めていこうという意図なのか。

28ページ、4の(1)と(2)で教職員のことが挙がっている。(1)が状況説明で(2)を要望したいということか。また、4の項目名の「教職員等」という括りの中にはスクールソーシャルワーカーの方も含まれると理解するが、(15)には「財政支援等の拡大」という文言がある。これは4の教職員等の配置拡大と資質向上の中に入るものなのか。

30ページ、4の(22)に「交流の児童生徒も含められたい」もあるが、これはどう解釈してよいかわからないので説明をお願いしたい。

○上原教育長

まず、1の(8)だが、改めて申し上げると、これは県の教育委員会教育長に対する次年度以降の要望である。例えば小中学校の校舎のバリアフリー化等の推進については、公立小中学校の設置者は市長になるので、もし要望するのであれば市に対して行うこととなる。高校や特別支援学校の所管は県なので、県の教育委員会に対しバリアフリー化を進めてほしいとあえて挙げているということになる。基本的に市は小中学校しか所管していないが、中学校を卒業すると、ほとんどの生徒は高校あるいは特別支援学校に進学するので、そちらのバリアフリー化も進めていただきたいという意味合いで要望しているということになる。

28ページの(1)だが、学校現場としては、教職員の配置数を増やしてほしいというのが基本

的なスタンスである。まだ法改正されていないので中学校1学級あたりの定員は40人だが、滋賀県は先行して35人以下学級にしている。ただし、1学級20人を割ってはいけないという決まりがあって20人以下の学級にできない。できれば教職員は2人つくが、できないので1人しかつかない。そのため、下限を撤廃して教職員を配置してほしいということがここでの要望である。

次に(2)だが、本市は該当しないが、1学年10学級以上あるところは、やはり教職員の数も必要ということになる。そこで、教頭の複数配置、主幹教諭という校内全体を見通す役割の教員の配置、また、色んな課題に対応するための加配の先生、これらを増やしてほしいという趣旨の要望である。

(15)だが、教職員が充足できていない学校があるのではないかと課題を受け、正規の教職員と臨時の教職員がいる現状において、まずは正規の教職員を配置できる仕組みを構築してほしいという要望である。これは本市も要望している。

また、先ほど申し上げた加配に加えて、教員業務支援員の配置に係る財政支援等もここで言われている。教員業務支援員は、先生が様々な用務を行う上でのサポートを担う職として学校に配置される場合がある。例えばプリントの印刷や採点業務等を担ってもらえる。正規教職員、臨時教職員は県費負担であるが、教員業務支援員は、国県が一部補助金を出して市で任用するものになる。財政支援の拡大がここで挙げられているのは、市で任用することが厳しいからという意味合いになる。

30ページの(22)だが、仮に小学校1年生の1クラスが35人だったとして、その学年の中に特別支援学級に在籍するお子さんが1人いたとすると、特別支援学級在籍のお子さんは35人の中に含まれるのではなく、35人+特別支援学級1人となる。ここで言われているのは、この1名が交流する場合、実質的に36人になるのではないかとということ。特別支援学級のお子さんも含められれば、2クラスに分けることができ、教職員も増やしてほしいという要望になる。

つまり、色んな場面で教職員が不足しているという状況で、可能であれば1学級あたりの子どもの数が少ないほうが、よりきめ細やかな教育ができるので、配置する先生を増やす方法を色々工夫してほしいという内容になっている。

各市が課題を抱えながら教育を進めているので、より充実した体制ができればというそれぞれの思いがこの中に込められている。

○田邊委員

文言だけでは十分に理解できない部分もあったが、よくわかった。

閉会 教育長が第9回定例会の閉会を宣言